

戦争違法化思想とアメリカ外交

三 牧 聖 子

1. 「思想」からみる日米関係

「思想」という視角は、戦間期の日米関係史にどのような新しい地平を開くのだろうか。1920年代の日米関係は、一般に「協調」の時代として理解される。第1次世界大戦中に日本が遂行した対中膨張政策によって日米関係は深刻に悪化した¹⁾が、極東問題と軍縮問題の討議のために開催されたワシントン会議（1921-22）は両国の関係に一定の緊張緩和をもたらした。¹⁾確かに1924年に成立した排日移民法は、両国間に重大な感情的疎隔を生みだした。しかし、外相幣原喜重郎は「ワシントン会議の精神」の尊重を掲げ、対米協調の方針を揺らがせなかった。1920年代において、アメリカは日本にとって最大の貿易相手国であった。こうして1920年代の日米間には、幣原外相による対米協調外交と、密接な経済的相互依存関係に支えられた協調関係が育まれた。

しかしこのような表層の「協調」の下には、将来の国際秩序のあり方をめぐる深刻な思想的対立が潜在していた。その一端を浮き彫りにするのが、第1次世界大戦後、新たな国際平和への試みとして推進された「戦争違法化 (outlawry of war)」をめぐる両国の相克である。第1次世界大戦前の世界は、あらゆる戦争を一律に合法とみなす無差別戦争の時代であった。主権国家の平等性を前提とした理論を展開し、近代国際法の確立に大きく貢献した18世紀スイスの国際法学者エメル・ド・ヴァッテル (Emer de Vattel) は『諸国民の法 (Le Droit des Gens)』(1758)において、「すべての戦争は主権国家がその最高の意思に基づいて推進するものであるから、戦争について一方を正、他方を不正と差別化することはできない」と論じた。相互に平等な主権国家は相互に対する裁判官となることができず、主権国家より上位の判定者も存在しない。それゆえに、主権国家が行う戦争は無差別にすべて合法と見なされるというのが、当時の一般的な認識であった。しかし第1次世界大戦という未曾有の惨禍は無差別戦争観の問題性を浮き彫りにし、以降、自衛など一部の戦争を除き、戦争を原則的に違法とする戦争違法化への転換が図られていく。²⁾主権国家が戦争に訴える自由に一定の制限を課した国際連盟規約（1919）は、その最初の試みであった。その後もジュネーブの連盟総会では戦争違法化の努力が継続された。1924年の第5回国際連盟総会では、侵略戦争を「国際犯罪」と位置付け、侵略国に対する軍事制裁の強化を目指すジュネーブ議定書 (Geneva Protocol) が全会一致で採択された。さら

¹⁾ 佐藤誠三郎「協調と自立との間—日本」日本政治学会編『国際緊張緩和の政治過程』（1970年）、99-144頁。

²⁾ 「無差別戦争」から「戦争違法化」への転換についての概観は、田畑茂二郎『国際法新講』下（東信堂、1991年）、182-194頁。山内進「序論 聖戦・正戦・合法戦争——「正しい戦争」とは何か」山内進編『「正しい戦争」という思想』（勁草書房、2006年）、33-39頁。戦間期における戦争違法化の推進過程とその国際法史的な意義を、画期となった諸条約の詳細な分析を通して明らかにした研究として、大沼保昭『戦争責任論序説』（東京大学出版会、1975年）、70-120頁。

に1928年には米仏のイニシアティブで当時の主要国を含む15カ国間で、国策としての戦争の放棄と、平和的な紛争解決を定めた不戦条約が成立した。確かに一連の戦争違法化の試みは、再度の世界大戦の勃発を阻止することはなかった。しかしだからといって、その長期的な意義までもが見過ごされてはならない。第一次世界大戦に端を発する戦争違法化への努力があったからこそ、私たちは今、国家がまったく合法的に戦争を遂行できる無差別戦争の世界ではなく、戦争が原則的に違法とされた世界で生を営むことができているのである。

戦間期における戦争違法化の推進においては、アメリカの平和主義者たちも大きな役割を果たした。一般的に、戦間期のアメリカは「孤立主義」へと回帰した時代、国際平和への貢献に乏しかった時代と理解されている。確かにアメリカは国際連盟に加入せず、集団安全保障体制への関与を否定し続けた。しかし連盟に加入しなかったからといって、この時代に生きた人々の思考までもが世界から「孤立」していたわけではない。戦間期のアメリカでは多くの平和主義者たちが、戦争の廃絶を希求し、戦争違法化の推進に貢献した。「戦争違法化」という言葉の生みの親であるサーモン・O・レヴィンソン (Salmon O. Levinson) のように、連盟による戦争違法化の試みを不徹底なものとして批判し、違法化の対象を拡大することを求めて運動を立ち上げる者もいた。これらの人々の主張や運動は、ジュネーブ議定書や不戦条約の重要な背景となったのである。戦争違法化という課題は、アメリカ国民にも広く共有された。集団安全保障に関する条文ゆえに連盟規約(1919)に反対した人々の多くが、連盟規約よりも一般的な形で戦争を禁じた不戦条約(1928)には全幅の賛同を寄せた。

対照的に、戦争違法化の推進に対する日本の反応は冷淡であった。日本政府は連盟常任理事国の中で最も戦争違法化の推進に消極的であり、それは協調外交を標榜した幣原外相も例外ではなかった。立作太郎ら政府に近い位置にあった国際法学者たちは、違法とされる戦争の範囲をなるべく限定的に解釈しようとした。³⁾ 日米両国の戦争違法化に対する温度差は、究極的には、いかなる世界を理想として追求するかというヴィジョンの差異であったといえよう。1920年代の日米関係は、表面上は良好な政治経済関係を取り結んでいたものの、そこには将来のヴィジョンについての重大な見解の不一致が潜在していた。「思想」に考察の射程を広げることは、戦間期の日米関係を、協調と対立とが様々に入り混じった重層的な関係として描くことを可能にするのである。

もちろんこれまでも日米関係を「思想」次元で捉えようとする試みがなかったわけではない。しかしそのような試みの多くは、理想主義的な「新外交」を掲げるアメリカと、帝国主義的な「旧外交」に固執する日本という二項対立的な図式を強調してきた。本稿で見ると、この時代のアメリカが追求した「理想」は、このような二項対立的な図式にあてはまるような一義的なものではなかった。戦間期のアメリカにおいて「戦争違法化」の理想は多くの平和主義者の共通スローガンとされたものの、様々な論者が、様々な平和へ

³⁾ 日本政府、および政府を支えた国際法学者たちの戦争違法化への消極姿勢については、篠原初枝「日米の国際法観をめぐる相克——戦間期における戦争・集団的枠組に関する議論の系譜」『国際政治』第102号(1993年)、114-134頁。伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制——第1次世界大戦から日中戦争へ』(吉川弘文館、2002年)。

のヴィジョンを託して「戦争違法化」を唱道していた。⁴⁾「戦争違法化」をめぐって交わされた多様な論争は、戦間期アメリカの「理想主義」がいかに多様であったかを示す格好の題材である。

以下では、2名の代表的かつ対照的な戦争違法化論者を取り上げ、戦間期アメリカで育まれた戦争違法化思想の特徴、およびその多様性を浮かび上がらせていく。1人は、「戦争違法化」という言葉の生みの親であり、戦争違法化運動の創始者となったレヴィンソンである。もう1人はカーネギー平和財団の後援を受けて国際的な平和活動に従事したジェームズ・T・ショットウェル (James T. Shotwell) である。両者はともにアメリカにおける戦争違法化思想の発展に大きく貢献した人物であり、その思想はジュネーブ議定書や不戦条約などの国際的な文書にも影響を与えた。そして両者は「戦争違法化」というスローガンを共有しつつも、極めて対照的な国際平和のヴィジョンを描いていたのである。

2. 戦間期アメリカの戦争違法化思想——2つの戦争違法化論の対立に着目して

「戦争の違法化」という言葉は様々なイメージを喚起する多義的な言葉であるが、最大公約数の定義を採用すれば「国際法上戦争が原則として違法と評価されるという観念」⁵⁾とすることができよう。しかしこのように定義してもなお、1つの疑問が浮かび上がる。すなわちいかなる戦争を違法とする観念が「戦争違法化」と呼ばれるのだろうか。現代の私たちには、この問いへの解答は自明のものに思われる。すなわち、違法とされるべき武力行使とは「侵略」を目的とするものであり、「自衛」を目的とする武力行使や、国連憲章が定める手続きを経て侵略国に対して行使される「制裁」は合法である、という解答である。しかし戦間期に戦争違法化に取り組んだ人々にとって、この解答は自明のものではなかった。彼らは、国際平和のためには無差別戦争の観念は克服され、戦争違法化が推進されていかねばならないという大枠の問題意識を共有しつつも、いかなる戦争が違法化されるべきかという問いをめぐって激しい論争を展開したのである。

「侵略」のみならず、侵略国に対する「制裁」としての武力行使も含む「あらゆる戦争違法化」というラディカルな理想を掲げたのが、レヴィンソンであった。⁶⁾ 第1次世界大

⁴⁾ 戦間期アメリカにおいて「戦争違法化」という言葉がいかに多様な意味合いを持って語られていたかについては、Harold Josephson, “Outlawing War: Internationalism and the Pact of Paris,” *Diplomatic History*, vol. 3, no. 4 (October 1979): 377-399.

⁵⁾ 大沼保昭『東京裁判から戦後責任の思想へ』第4版 (東信堂、1997年)、32頁。

⁶⁾ 戦争違法化をめぐる論争の最大の争点となったのは、「制裁」目的の武力行使を違法化の対象とすべきかどうかであり、以降の部分でもこの点を中心に論じていくが、ここでレヴィンソンが「自衛」を目的とする武力行使についてどのように考えていたかを付言しておく。「あらゆる戦争の違法化」を掲げたレヴィンソンも、戦争違法化運動は無抵抗主義と区別されねばならないとして、自衛目的の武力行使については認める立場をとった。しかし他方でレヴィンソンは、「自衛」という大義が、あらゆる戦争を正当化することを警戒していた。レヴィンソンは「自衛権 (self-defense right)」の行使と「自衛戦争 (defensive war)」という2つの概念を設け、「自衛権」を何人も否定できない国家固有の権利と位置付けつつも、それが恣意的に拡大解釈され、適切な範囲を超えた「自衛戦争」になっていないかどうかは、国際法廷の厳正な審査に付されねばならないとした。

戦の惨状を目撃したレヴィンソンは、戦争そのものの合法性を不問に付し、戦時国際法の整備に関心を集中させてきた戦前平和主義の限界を認識し、国際平和のために必要なのは「戦争に関する法 (law of war)」ではなく、「戦争に反対する法 (law against war)」であると確信した。そのレヴィンソンにとって、連盟が進める戦争違法化は決して賛同できるものではなかった。連盟規約はあくまで戦争に訴える自由を一定程度制限しようとしたものに過ぎなかった。さらに連盟規約16条は、侵略国に対する制裁を規定し、その手段として軍事力を肯定していた。この内容はレヴィンソンに、「連盟は単なる軍事同盟——それもその利点をまったく取り除いた——に他ならない…連盟に盛り込まれた文言のどれほどがアメリカの精神を代弁しているのだろうか。私はアメリカがヨーロッパ化されることは断固拒絶する。我々の祖先はヨーロッパ主義 (Europeanism) を克服するためにこのアメリカの地にやってきたのであり、今さらそこに回帰することはできない」⁷⁾ という確信と決意をもたらした。侵略戦争を「国際犯罪」と位置付け、侵略国に対する軍事制裁の強化をうたったジュネーブ議定書も、レヴィンソンの目から見れば「戦争そのものによる戦争の違法化」に他ならず、根本的に誤った試みであった。⁸⁾ レヴィンソンは、侵略戦争のみの違法化という誤った方向に進んでいった国際連盟に代わり、軍事制裁を含むあらゆる戦争の違法化を実現するために、新たに戦争違法化運動を立ち上げたのである。

レヴィンソンの運動は最盛期の1920年代には多くの賛同者を集めた。その主張に共鳴し、運動に積極的に関与した人物には、20世紀アメリカを代表する哲学者ジョン・デューイ (John Dewey)、1924年から1933年まで上院外交委員会委員長を務め、対外政策に関する大きな影響力を保持したアイダホ州選出の上院議員ウィリアム・E・ボラー (William E. Borah)、雑誌 *Christian Century* 誌の編集者として、レヴィンソンにその戦争違法化論を広く世に問う機会を与えるとともに、自らも多くの論説を著したチャールズ・C・モリソン (Charles C. Morrison) など、各界の著名人も含まれた。その活動の範囲も多岐にわたった。レヴィンソンは運動の拠点として、1921年、シカゴにアメリカ戦争違法化委員会 (American Committee for the Outlawry of War) を創設し、民間への戦争違法化思想の積極的普及を図る一方で、ボラーに働きかけ、1923年以降、計4回戦争違法化決議案を上院に提出させることに成功した。同決議案は、「私たちが実現しなければならないのは、戦争に関するルールや規則を築くことではない。戦争そのものを違法化する法体系である」と明快にうたい、国際法上あらゆる戦争を違法化すること、および各国の国内法の整備によって戦争を遂行・扇動する者を処罰する国際的な体制をつくることを掲げていた。これに加えて同決議案が戦争廃絶に向けた不可欠のステップと位置付けていたのが、「戦争の司法的代替 (judicial substitute)」——あらゆる国際紛争について義務的管轄権を有する国際法廷の創設であった。その際、国際法廷のモデルとされたのは、「創設から今に至るまで、州間の紛争を武力に拠らず、平和的に解決してきた」合衆国連邦最高裁であった。さらに国際法廷の判決は、「合衆国連邦最高裁と同様」、軍事力で強制されることがあってはならず、公正な判決に対して当然寄せられるはずの国際世論の支持を背景に、諸

⁷⁾ Salmon O. Levinson to Charles W. Eliot, March 28 1919, Salmon O. Levinson Papers, Box 16, Folder 21, The Joseph Regenstein Library, the University of Chicago.

⁸⁾ “Memo Re: Geneva,” September 20 1924, Levinson Papers, Box 27, Folder 6.

国家に自発的に受け入れられねばならないとも強調されていた。⁹⁾

合衆国連邦最高裁への言及が表すように、レヴィンソンにとっては合衆国の歴史こそが国際平和の最善のモデルであった。レヴィンソンは1923年4月、イギリスのロバート・セシル (Robert Cecil) 卿との会談で、戦争違法化運動とは、国際法の法典化と国際法廷の整備によって「世界を司法的に秩序付ける」試みであると説明した。司法的手段だけで平和が構築できるか懐疑的なセシルに対し、レヴィンソンは次のように強調した。「我々アメリカ人は、アングロ・サクソン文明、特にその法律学の影響の下、イギリスで理想とされてきた程度を超えるほどまでに、法的整備と法の下の自由を実現させてきたのです。そしてその過程において、軍事力や人治主義がはびこることはありませんでした」¹⁰⁾。あらゆる紛争が裁判で解決される平和的な世界の実現は可能であるというレヴィンソンの確信を支えていたのは、アメリカは軍事力に拠らずに司法的な手段によって世界で最も平和的な国をつくりあげてきたという独善的な自国像であった。このようなレヴィンソンの自国イメージが、合衆国の歴史において振るわれてきた数多くの暴力を不問に付し、自国を過度に美化するものであることは改めて指摘するまでもないであろう。

あらゆる戦争の違法化を目指すレヴィンソンにとって、1928年の不戦条約の成立は重要な画期であった。1927年4月6日仏外相アリスティード・ブリアン (Aristide Briand) はアメリカ国民に向けて、米仏間で戦争を違法化する (outlaw war) 条約を締結すべきだと訴えた。米務長官フランク・B・ケログ (Frank B. Kellogg) は、これを多国間条約とすることを提案し、その内容についての検討を開始した。この過程でレヴィンソンは、ケログの求めに応じて草案を提出するなど、その内容の形成に具体的に貢献した。レヴィンソンの主張がすべてケログを経て条約に取り入れられたわけではないが、完成した不戦条約は、次の2点においてレヴィンソンを満足させた。1つは、不戦条約の文言が、「侵略」という限定を伴わず、戦争を一般的な形で禁じていたことである。さらに不戦条約は、条約違反国への制裁を規定していなかった。レヴィンソンは不戦条約の成立を、諸国家が、軍事制裁を平和の手段と見なす観念を克服しつつあることの証明と見なし、あらゆる戦争の違法化への確信を強くした。¹¹⁾

そのレヴィンソンの最大の論敵は、戦争違法化の実現に向けて共闘していたはずの平和運動内部から現れた。侵略国に対する軍事制裁を平和の不可欠の要件と見なし、国際連盟が進める戦争違法化を全面的に支持したショットウエルである。ショットウエルは、戦間期のカーネギー平和財団の国際平和活動を主導した他、国際連盟協会等の代表を歴任し、連盟外にあるアメリカと連盟との協調を模索し続けた。¹²⁾

ショットウエルは、レヴィンソンが「戦争違法化」という印象的なスローガンを考案

⁹⁾ ボラーの戦争違法化決議の全文は、Frances Kellor and Antonia Hatvany, *Security against War* (2 vols. New York: The Macmillan Co., 1924), vol. 2, 789-790. ボラーの4回にわたる戦争違法化決議をその差異に留意しながら邦訳したものに、河上暁弘「憲法第9条の源流『戦争非合法化』思想」『専修法研論集』第28号 (2001年)、73-109頁。

¹⁰⁾ “Memo of Interview between Lord Robert Cecil, Colonel Raymond and Myself,” April 16 1923, Levinson Papers, Box 29, Folder 11.

¹¹⁾ Levinson to John Dewey, March 2 1928, Levinson Papers, Box 16, Folder 2.

¹²⁾ ショットウエルの生涯にわたる国際平和活動を詳細に叙述した研究として、Harold Josephson,

し、アメリカ国民を国際平和への自覚に導いた功績を認める一方で、制裁目的の軍事行使を含む「あらゆる戦争の違法化」という平和哲学を徹底的に批判した。そして真の戦争違法化への道すじを示しているのは、レヴィンソンが批判する国際連盟なのだと訴え続けた。レヴィンソンが「戦争そのものによる戦争の違法化」の試みと批判したジュネーブ議定書の形成過程にも、ショットウェルは密接に関与していた。1924年初頭からショットウェルは同様の関心を持つ有識者ととも「軍縮と安全のための条約案」¹³⁾の作成にとりかかり、「孤立主義」的なアメリカ国民に、「許容可能な制裁 (permissive sanction)」とはいかなるものであるかを探求した。同案はアメリカとヨーロッパとの安全保障協力の1つの可能性を示すものとして、ジュネーブ議定書の起草過程において重要な参考意見とされた。ショットウェルにとって、侵略戦争という「国際犯罪」に対する軍事制裁の強化をうたった同議定書は、戦争廃絶という理想に向けた「革命の象徴」であった。¹⁴⁾

レヴィンソンとショットウェルの2つの戦争違法化思想の対立は、不戦条約をめぐる最も鮮明に現れた。ショットウェルも米仏当局への積極的な働きかけを通じ、不戦条約の成立に大きく寄与した。不戦条約の発端となった仏外相ブリアンの演説は、これに先立つ会談でショットウェルに促されたものであり、その内容は、「戦争の違法化」という語句の使用を含め、ショットウェルのドラフトに多くを負っていた。¹⁵⁾しかしショットウェルが「戦争違法化」という言葉に託した平和構想は、レヴィンソンが託したそれと対照的なものであった。ショットウェルは、不戦条約によって放棄されるべき戦争はあくまで、「国策の道具としての戦争 (war as an instrument of policy)」であり、侵略を行う無法な国家に対する「正義の道具としての戦争 (war as an instrument of justice)」までもが放棄されてはならないという立場であった。さらにレヴィンソンが戦争の廃絶に向けた不可欠のステップと位置付けたのが、戦争の「司法的代替」、すなわち国際法廷の構築であったのに対し、ショットウェルは「裁判所」よりも、侵略という犯罪を行った国を懲罰する「警察」こそが侵略戦争を廃絶するために決定的に重要であると考えていた。¹⁶⁾ショットウェルは制裁規定の欠如に不戦条約の致命的な欠陥を見出していた。¹⁷⁾

ショットウェルにとって、将来の国際安全保障体制のモデルを提示していたのは、アメリカではなく、ヨーロッパであった。特にショットウェルの関心をひいたのは、ドイ

James T. Shotwell and the Rise of Internationalism in America (Rutherford: Fairleigh Dickinson University Press, 1975).

¹³⁾ “Draft Treaty of Disarmament and Security,” *International Conciliation*, vol. 10, no. 201 (August 1924): 343-51.

¹⁴⁾ James T. Shotwell, “Plans and Protocols to End War: Historical Outline and Guide,” *International Conciliation*, vol. 10, no. 208 (March 1925): 78-109.

¹⁵⁾ James T. Shotwell, “Notes for a Suggested Statement on Franco-American Policies (March 24 1927),” in Waldo Chamberlin, “Origins of the Kellogg-Briand Pact,” *Historian*, vol. 15 (Autumn 1952): 83-92.

¹⁶⁾ James T. Shotwell, “The Slogan of Outlawry: How It Came About, and What the Treaty Achieves,” *Century Magazine*, vol. 116, no. 6 (October 1928): 713-20; James T. Shotwell, “The Alternative for War,” *Foreign Affairs*, vol. 6, no. 3 (April 1928): 464-65.

¹⁷⁾ James T. Shotwell, *War as an Instrument of National Policy: And Its Renunciation in the Pact of Paris* (New York: Harcourt, Brace and Co., 1929): 158, 218-25.

ツ・ベルギー・フランス・イギリス・イタリアの5カ国の間で、ドイツ・フランス・ベルギーの国境の現状維持、ラインラントの非武装化、紛争の平和的解決、これらに対するイギリス・イタリアの保障などを取り決めたロカルノ条約（1925）であった。ショットウェルは、紛争を平和的に解決せず、戦争に訴えた国家に対し、条約締約国が共同で対処するというロカルノ条約の主旨を高く評価し、¹⁸⁾ ロカルノ条約に体现された相互安全保障の精神が、不戦条約を媒介に、「孤立主義」の幻想に浸るアメリカ国民へと拡張され、「アメリカン・ロカルノ（American Locarno）」、最終的には「世界規模のロカルノ（World Locarno）」へと発展していくことを期待していた。¹⁹⁾ レヴィンソンが、ヨーロッパとアメリカが軍事制裁に抛らない平和というアメリカの理想に向けて協力できたときに、真の国際平和への道が開かれると考えていたのに対し、ショットウェルは、アメリカが軍事制裁を「ヨーロッパ流」のやり方と忌避することをやめ、その軍事力で地域や世界の安全にコミットすることを決意したときに、持続的な平和への展望が開かれると考えていた。軍事制裁の是非をめぐる両者の対立は、ヨーロッパの「アメリカ化」の先に平和を展望するか、アメリカの「ヨーロッパ化」の先に平和を見出すかという、国際平和の未来像をめぐる根本的な対立であった。

最終的に勝利を取めたのは、ショットウェルの戦争違法化論であった。1930年代、日独伊3国がアジアとヨーロッパで侵略行動を拡張させていく中で、侵略国を懲罰する「警察」の必要を説くショットウェルの戦争違法化論は、徐々にアメリカ国内で支持者を獲得していった。第2次世界大戦の勃発は、レヴィンソンのショットウェルに対する敗北を決定的なものとした。再度の世界大戦勃発の衝撃の中で、アメリカ社会には、国際平和はいかなる侵略にも対応できる「警察」的な軍事力に支えられてこそ確かなものとなるのであり、アメリカはその軍事力で「国際警察」活動に明確に貢献すべきだというコンセンサスが生み出されていった。1941年2月、レヴィンソンは近い将来のアメリカの正式参戦を予見しながら息をひきとった。

大戦を経て誕生した国連憲章は、加盟国に対し、「武力による威嚇又は武力の行使（the threat or use of force）」を禁ずる一方で、個別的・集団的自衛権の行使（51条）、および安全保障理事会が「平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為」の存在を認定した場合の軍事的強制措置を定めた（39・42条）。この国連憲章の文言に対し、かつてレヴィンソンが連盟規約に対して行ったように、「あらゆる戦争の違法化」を掲げて異義を申し立てる平和主義者はもはやいなくなっていた。

3. おわりに——今日の世界と戦争違法化思想

第2次世界大戦後の日米において、戦間期アメリカの戦争違法化思想は対照的な形で評価されることになった。以下ではその評価を概観した上で、今後の研究の展望を述べて、

¹⁸⁾ James T. Shotwell, “Locarno and After,” *Association Men*, vol. 51 (February 1926): 269-70.

¹⁹⁾ James T. Shotwell, “American Locarno to Renounce War Offered in Treaty,” *New York Times* (May 31, 1927). Shotwell, “An American Locarno: Outlawing War as an Instrument of Policy,” *Rotarian*, vol. 31, no. 6 (December 1927): 6-7, 46.

本稿を締めくくりたい。

アメリカの地では、戦間期アメリカ平和主義者たちの戦争違法化への努力と貢献は、長い間忘れ去られることになった。第2次世界大戦後のアメリカでは、米ソ冷戦という国際環境を背景に、ジョージ・F・ケナン（George F. Kennan）やハンス・J・モーゲンソー（Hans J. Morgenthau）らを唱道者とする現実主義外交論が力を得た。彼らは、これまでアメリカが「法律家的・道徳家的アプローチ（legalistic-moralistic approach）」の有効性を素朴に信奉し、諸国家のパワーと利害の調整という国際平和の本質的な課題と向き合ってきたことが、第2次世界大戦の遠因になったと痛烈に批判した。²⁰⁾ 現実主義がアカデミズムにおいて支配的な風潮となる中で、戦間期アメリカで戦争違法化に尽力した人々にあえて注目しようとする研究者は少なかった。もちろん冷戦期にも、不戦条約の成立過程を、政府間交渉のみならず、同条約の成立に直接・間接に携わった民間運動を含めて包括的に描き出したロバート・H・フェレル（Robert H. Ferrell）の『彼らの時代の平和（*Peace in Their Time*）』（1952）のような優れた研究が生み出されている。²¹⁾ しかし「（私たちではなく）彼らの時代の平和」というタイトルが示すように、フェレルは不戦条約に体现された戦争違法化思想に決して共感していない。フェレルから見れば、違反国に対する明確な罰則も、各国に対する積極的な義務付けも規定していない不戦条約に平和の希望を託した1920年代の人々は、ナイーブな理想主義者に他ならなかった。²²⁾

長い冷戦の終焉は、「法律家的・道徳家的アプローチ」の再評価の機運をもたらした。国際関係論研究の分野では、国際政治におけるパワーの重要性を強調する現実主義への批判が高まり、観念や規範といった、従来軽視されてきた要素を取り込んだオルタナティブな世界観を追求する動きが活発化した。このような国際関係論におけるパラダイム・シフトを背景に、ようやく戦間期アメリカ平和主義者の戦争違法化への貢献にも本格的な探求の光があてられるようになった。²³⁾

しかし再評価が進んだのは主に国際連盟の「侵略戦争の違法化」を支持・推進した人々であり、「侵略」のみならず、それを罰する「制裁」目的の武力行使も含む「あらゆる戦

²⁰⁾ George F. Kennan, *American Diplomacy* (Chicago: The University of Chicago Press, 1951) 邦訳ジョージ・F・ケナン著、近藤晋一・有賀貞・飯田藤次訳『アメリカ外交50年』（岩波現代文庫、2000年）。Hans J. Morgenthau, *In Defense of National Interest: A Critical Examination of American Foreign Policy* (New York: Alfred A. Knopf Inc., 1951) 邦訳ハンス・J・モーゲンソー著、鈴木成高・湯川宏訳『世界政治と国家理性』（創文社、1954年）。

²¹⁾ Robert H. Ferrell, *Peace in Their Time: The Origins of the Kellogg-Briand Pact* (New Haven: Yale University Press, 1952).

²²⁾ それゆえにフェレルは戦間期の平和主義者すべてを批判的に評価しているわけではない。アメリカの連盟加入を支持し、アメリカと連盟の安全保障協力の道を模索したカーネギー平和財団や国際連盟協会といった団体については、フェレルは高い評価を与え、政府が当初から明確に彼らの平和プログラムに支持を与えなかったことが、第2次世界大戦の原因の一端になったという見解を示している。Robert H. Ferrell, "The Peace Movement," in *Isolation and Security: Ideas and Interests in Twentieth Century American Foreign Policy* ed. Alexander De Conde (Durham: Duke University Press, 1957), 99-105.

²³⁾ その先鞭をつけたのが、篠原初枝『戦争の法から平和の法へ——戦間期のアメリカ国際法学者』（東京大学出版会、2003年）。新たな章が加筆された英訳版は、Hatsue Shinohara, *US International Lawyers in the Interwar Years: A Forgotten Crusade* (Cambridge: Cambridge University Press, 2012).

争の違法化」を掲げ、軍事制裁に拠らない平和を打ち立てようとしたレヴィンソンの思想の再評価は依然進んでいない。確かにレヴィンソンの戦争違法化論が、司法的平和アプローチや国際世論に対する素朴な信頼など、ナイーブな側面を持っていたことは否定できない。その一方で、軍事制裁を平和の手段として肯定し、それを行使し続ける限り、決して世界は戦争から解放されることはないというその問題提起は、「理想主義」と一蹴できない重みをもっている。

21世紀世界に生きる私たちにとって、軍事制裁の正当性、その平和への貢献は自明のものではない。2001年9月11日の同時多発テロ事件以降、ブッシュJr.政権がアフガニスタンやイラクで行った一連の「懲罰」的な武力行使は、「侵略」国に対する「制裁」に自明の正当性を与えてきた私たちの認識を揺るがし、学界においても、「懲罰」的暴力に依拠する「刑罰的」な平和観を批判的に問い直す試みが活性化した。²⁴⁾ このような現代の文脈において、レヴィンソンの戦争違法化論は古くて新しい平和主義として再考されるべきではないだろうか。

第2次世界大戦後のアメリカでレヴィンソンの戦争違法化思想が長く忘れ去られたのとは対照的に、大戦に敗れ、戦争放棄を定めた平和憲法を抱いて再出発した戦後日本において、レヴィンソンの思想は、戦後日本の非戦・非武装路線の源流として特別な関心と呼んできた。憲法9条とレヴィンソンとの思想的連関に着目した先駆的研究として、久野収「アメリカの非戦思想と憲法第九条」(1962)²⁵⁾ や深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』(1987)²⁶⁾ がある。近年でも、河上暁弘『日本国憲法第9条成立の思想的淵源の研究——「戦争非合法化」論と日本国憲法の平和主義』(2006)²⁷⁾ が上梓されており、日本の平和主義研究において戦争違法化思想は重要なテーマであり続けている。

しかし、今日の戦争違法化思想の研究は、その理念としての純粹さや理想の高さを評価するだけでよいのだろうか。冷戦終焉後、戦後日本が育んできた平和主義は、日本をひたすら紛争から隔離しようとする「一国平和主義」と批判的に言及されるようになった。21世紀に生きる私たちは、日本以外の国々に対しても説得力を持つ、より普遍的な平和主義を構築していくことを切に求められている。

このような今日の課題に照らした場合、今後日本は、戦争違法化運動の限界や問題点からも多くを学ぶべきかもしれない。レヴィンソンの戦争違法化運動はヨーロッパを中心に海外にも一定の賛同者を生み出したものの、アメリカ社会のような熱烈な支持を獲得することはできなかった。もちろんそこには、運動の規模や、運動を取り巻く国際環境など、様々な客観的な要因が作用している。しかしそもそも戦争違法化思想そのものに、その普

²⁴⁾ Cian O'Driscoll, "Re-negotiating the Just War: The Invasion of Iraq and Punitive War," *Cambridge Review of International Affairs*, vol. 19, no. 3 (September 2006): 405-20. Anthony F. Lang Jr., "Punishment and Peace: Critical Reflections on Countering Terrorism," *Millennium*, vol. 36, no. 3 (2008): 493-511. 郭舜「現代国際社会における戦争の位置——国連憲章体制と〈新たな正戦論〉」『法哲学年報2007』(2008年)、171-180頁。

²⁵⁾ 久野収「アメリカの非戦思想と憲法第九条」『憲法の論理』(筑摩書房、1989年)、64-80頁。

²⁶⁾ 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』(岩波書店、1987年)、72-74頁。

²⁷⁾ 河上暁弘『日本国憲法第9条成立の思想的淵源の研究——「戦争非合法化」論と日本国憲法の平和主義』(専修大学出版局、2006年)。

遍化を妨げる要素が存在していたことも指摘しなければならない。戦争違法化思想には、アメリカを、戦争や権謀術数にまみれた世界における「例外」と位置付ける独善的な思考が埋め込まれていた。先に見たようにレヴィンソンは、合衆国が実現させた司法的平和こそが国際平和の最善のモデルであると固く信じていた。それゆえ、レヴィンソンは国際平和を構想する上で、幾度となく自国の歴史や理念との対話を重ねたが、決して他国との討議や他国の歴史的経験の中に知恵を求めようとはしなかった。レヴィンソンにとって国際平和の実現とは、アメリカが自国で育んできた平和主義を他国に教え、それを世界に受け入れさせていく過程に他ならなかったからである。

果たして戦後日本の平和主義は、このような独善的な思考を免れてきただろうか。レヴィンソンの戦争違法化運動は、その正の面のみならず、負の側面においても、日本の平和主義がグローバルな視野と広がりを持ったものへと脱皮していくための多くの示唆を含んでいるように思われる。